

令和5年度  
第1回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会  
会議録

議題	<p>報 告（1）バリアフリー基本構想の改定について（資料1～3）</p> <p>議 題（1）今後の進め方について（資料4）</p>
日時	令和5年8月21日（月）14時00分～16時00分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1（オンライン会議併用）
出席者名	<p>会 長：大原 一興</p> <p>委 員：山根 寛、大澤 武廣、山口 洋一郎、杉田 美千代、古川 伸一 内藤 喜之、城田 禎行、柏崎 周一、高丸 やい子、瀧井 正子、 沼田 ユミ、上杉 桂子、今井 達夫、瀬川 直人、白鳥 慶記 石井 勇、堀場 浩平、白石 航平、村上 猛昭、寺尾 恵一 若林 英俊、牧野 浩子、後藤 祐史</p> <p>（欠席委員）</p> <p>委 員：栗林 康夫、高阪 利光、小林 将人、浅川 晴美、海津 ゆりえ 齊藤 進</p> <p>（事務局） 都市部都市政策課</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 要綱</li> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料1 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について</li> <li>・ 資料2 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】</li> <li>・ 資料3 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】概要版</li> <li>・ 資料4 今後の進め方について</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

(会議の概要)

## 1. 開会

深瀬課長 : それでは、定刻になりましたので、令和5年度第1回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を開催いたします。

本協議会は原則として公開となっておりますが、本日は傍聴の申出はございませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

改めまして、本日はお忙しい中、当会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。司会の茅ヶ崎市都市政策課長の深瀬でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、5点ほどお知らせがあります。

1点目は、協議会の委員について、今年度に入り7名の委員に変更が生じてございます。名簿順にご紹介させていただきます。

神奈川中央交通株式会社運輸営業部課長、村上委員、神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所所長、栗林委員、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課課長、古川委員、神奈川県藤沢土木事務所道路維持課課長、高坂委員、茅ヶ崎市教育総務部長、白鳥委員、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会事務局長、若林委員、国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課課長、杉田委員でございます。

2点目は、会議中は換気のため窓やドアを一部開放してございます。会議中でも体調不良などございましたらご遠慮なくお申出ください。

3点目は、マイクを使い発言をお願いいたします。また、その際はお名前を名乗っていただきますようご協力をお願いいたします。

4点目は、本日の会議はオンライン併用会議です。オンラインで参加する委員は、発言時以外は音声をミュートとしていただきますようお願いいたします。発言時は、挙手のボタンを押していただくか、画面越しに挙手をお願いいたします。

5点目は、本日の会議は会議録作成のため録画、録音をしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

本日は、活発な意見交換が行われる会議となりますようご協力をお願い申し上げます。

それでは本日の会議内容につきましては、報告として(1)バリアフリー基本構想の改定について、議題として(1)今後の進め方についてでございます。

まず資料について確認をいたします。委員名簿、それと要綱、次第、資料1、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について、資料2、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(案)、資料3、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(案)概要版、資料4、今後の進め方についてでございます。以上を机上に置かせていただいております。資料の不足等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

また、現行の基本構想を参考に置かせていただいております。こちらは会

議が終わりましたら回収しますので、机の上に置いておいてください。

ここで、当会議についてですが、委員30名のところ、オンラインによる参加も含め24名のご出席をいただいておりますので、要綱第6条第2項の規定により会議が成立することとなります。

ここから先の進行につきましては大原会長にお願いいたします。よろしく  
お願いいたします。

## 2. 報告

### (1) バリアフリー基本構想の改定について

大原会長 : それでは、本日も始めたいと思います。大変長いこといろいろ議論していただき今日は結論が出てきたというような形の最終場面になっているかと思  
います。

それでは、早速報告(1)ということになりますね。協議というよりも、案  
が出てまいりましたので、報告という形で皆さんのご意見を加えていただく  
というようなことになるかと思  
います。報告(1)バリアフリー基本構想の改定についてということです。

それでは早速、事務局のほうから説明をしていただいて、皆さんのご意見  
などを伺いたいと思います。よろしく  
お願いします。

事務局 : それでは、事務局からご説明をさせていただきたいと思  
います。

報告(1)バリアフリー基本構想の改定につきまして、お手元の資料1から  
3に基づきましてご説明をしたいと思  
います。本日、資料1を中心にご説明  
をさせていただきたいと思  
っております。

昨年度委員の皆様にご承認いただきましたバリアフリー基本構想の素案  
について、今年度に入りパブリックコメントなどを行いまして基本構想の案  
を作成しましたので、前回の会議からの変更点などを中心にご説明させてい  
ただきます。

それでは、資料1をご覧くださいますようよろしく  
お願いいたします。

、新たに着任された委員の方もいらっしゃいますので、昨年度の流れを振  
り返りながら、本日の会議に至った流れを改めてご説明をさせていただ  
きたいと思  
います。

スライドの1ですが、こちらは令和4年度の流れを左から右へ時系列に示  
したものとなっております。昨年度は、素案の作成を目標としまして、約  
1年前から、利用者、事業者の双方からの課題を整理するためにヒアリング  
調査などを実施してきました。

その後、次期基本構想の方針を示す骨子案について、第2回協議会の中で  
議論をさせていただいています。そして、第3回及び第4回の協議会の中で  
素案について議論をし、ご承認をいただいているところです。

資料の2ページ目に移りたいと思  
います。こちらにつきましては、令和5  
年度に入ってからの流れを示したものとなっております。4月から6月かけ

まして、庁内手続を経て、市議会議員への説明、パブリックコメントの実施、また、本日の会議で基本構想の案をお示しさせていただきます。

次のスライドからは、変更点についてご説明をさせていただきます。3ページをご覧くださいませようをお願いいたします。

こちらは令和4年度第4回協議会、今年の3月に開催された意見とその対応を示しております。もし差し支えなければ、お手元の資料2も一緒に併せてご覧いただくと幸いです。こちらにつきましては5つの意見が出されております。

まず1つ目、資料2の23ページに当たりますが、「津久井やまゆり園の元職員による利用者殺傷事件」という表現がありますが、こちらは具体的に記載をしてもいいのではないかとということと、同ページにコラムを追加することにも必要ではないかという意見がございました。こちらは23ページ目に当たりますが、2段落目の1行目から2行目にかけて表現の追加をさせていただきました。その後、その後にコラムという形で追記をさせていただいております。

続きまして、2つ目、ページが飛びますが、65ページです。こちらにつきましては重点整備地区の要件を示すページとなっておりますが、従前は面積要件として、おおむね400ヘクタール未満ということがありましたが、その記載がなくなったということがありましたので、2行目の文章を削除させていただいているものでございます。

続きまして、資料編に移りますが、209ページをご覧くださいませでしょうか。209ページの中段に公共交通という分類がございます。その中に障害者割引の適用に関わる記載をしておりましたが、今年の3月から既に運用開始となっておりますので、こちらを削除させていただいております。

続きまして、211ページです。こちらにつきましては、「教育」に関わる記載を追加するべきだということでご意見をいただいておりますので、改めて追加をさせていただいております。こちらは心のバリアフリーの普及啓発等に関わってきますので、記載例として追記をさせていただいております。

5つ目ですが、こちらは概要版の資料3に当たります。概要版の行間や、フォントを見やすくするほうがいいのではないかとということで、こちらの概要版の資料3につきましては、フォントや色の見直しなどを行っています。また、ページの構成としまして、前回の会議でお示した資料では、4ページ目に重点整備地区の詳細図を記載しておりましたが、余白を確保する、また、重複している部分もございましたので、他の図で代用してことを考え、重点整備地区の図面を削除し、その代わり、2ページ、3ページに描いていた図などを4ページに移行しております。あわせて、本市のバリアフリーの特徴という形で、4ページの中段となりますが、改めて、茅ヶ崎市ではこういうことを独自として考えて取組をしているということ、えぼし麻呂の吹き出しとともに記載をさせていただいております。

1点、こちらはおわびを申し上げなければならないのですが、4ページの

ちょうど中段に茅ヶ崎市の市域図が描いてあります。こちらは市が主体となって取り組む事業から、重点整備地区、整備促進地区など吹き出しの線を描いておりますが、申し訳ございません、8章の重点整備地区と9章の整備促進地区の矢印は上下逆となっておりますので、こちらにつきましては後ほど完成版という形で修正をさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

続きまして、資料1にまた戻りますが、スライドの4ページ目に移っていきたく思います。こちらにつきましては、6月のパブリックコメント実施に至るまでに庁内手続等の意見が出たものに対する対応をまとめたものとなっております。右側に記載しているページにつきましては、同じく基本構想(案)の資料2の該当ページとなっております。全部で11の意見がございます。

まず1つ目になりますけれども、第1章の1ページ目です。こちらにつきましては、策定期間を黒塗りとしておりましたけれども、「令和5年8月策定」という形で記載をしております。

続いて、2つ目の項目となりますけれども、4ページ目の「図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想改定における多様な市民参加の取組」という図がございます。そちらにつきましても、パブリックコメントの実施時期を明記させていただいております。

続いて、6ページ目となります。こちらにつきましては、基本構想の改定の流れを示しておりますけれども、本日8月21日の会議分も、右の下ですが、黒塗りで四角の5を記載させていただいております。

4つ目となりますけれども、17ページに飛びます。こちらにつきましては、表の中で「茅ヶ崎市内の駅の1日平均乗降客数」というところがございます。こちらにつきましては、JR東日本様のほうで、令和4年度版の1日当たりの平均乗車人員が新たに公表となりましたので、時点の修正を行っているものでございます。

5つ目となりますけれども、130ページに飛びます。こちらは重点整備地区の施設名を記載する箇所となりますけれども、「カフェさぶれ」ということを高砂コミュニティセンターの後に記載しておりましたが、こちらの施設は既になくなっておりますので、修正をさせていただいております。

続いて、148ページに飛びます。こちらはイオンスタイル湘南茅ヶ崎の特定事業の内容となっております。イオンスタイル湘南茅ヶ崎につきましては、令和5年6月に改めてリニューアルオープンをされておりますので、前回の資料では予定ということを書いておりますが、予定という文字を削除させていただいております。

続きまして、164ページになります。こちらの中で、164ページの図がございます。この中に基本構想の改定期間を「令和5年8月」という形で修正をさせていただいております。また、基本構想の推進につきましては、定期的

な意見交換を実施していきたいということを本文のほうでは記載をしておりましたが、より明確にしていくためにイラストの中でも表現をさせていただいております。

170ページに続いて飛びます。こちらからは資料編の話となります。170ページ、171ページでございますが、この4月、6月で委員の名簿変更がございましたので、更新をしているものでございます。

続いて、172ページになります。こちらは本基本構想の改定に当たる検討経緯を記載するページとなっておりますけれども、令和5年度のスケジュールを協議会の開催のほうで第5回という形で記載をしております。また、(3)の市民参加の取組というところで、パブリックコメントの実施時期を記載させていただいているものでございます。

180ページに飛びますけれども、こちらは心のバリアフリーの普及啓発の取組の内容となっておりますけれども、心のバリアフリー川柳をこの6月から開始をしておりますので、予定ということをなくしまして、6月以降という形で表現の修正をしております。

最後、203ページとなりますけれども、こちらにつきましてはパブリックコメントの実施結果を記載させていただいております。令和5年の5月30日から6月30日まで約32日間パブリックコメントの募集を行いました。意見としまして21件、8名の方からいただいているものでございます。その内訳は記載のとおりとなっております。

資料1に移ります。ページ番号でいうと5ページ以降となりますけれども、これらは、パブリックコメントの中で挙げられた21の意見をまとめさせていただいています。表の中では、左側が意見、右側が市の回答となっているものでございます。この中で、基本的にはこちらの回答で回答しておりますが、基本構想の案へ反映をする必要がある意見につきましては星印をつけております。

具体的に申し上げますと、6ページの意見6に星印がついておりますけれども、こちらが1つ、こちらについては、重点整備地区等全市的なバリアフリー化の推進を加速とありますが、地区割りと全市的な取組の違いが分かりづらいという意見に対しまして、本市の回答としましては「本基本構想におけるバリアフリー化の進め方は、『全市的なバリアフリー化の推進』と『重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進』の2つに大別されております。それぞれの具体的な内容については、前者は主体毎、後者は地区毎の考えのもとにまとめています。本基本構想では、図を強調するなどによりわかりづらさを解消してまいります」という回答をさせていただいております。この関係から、本編の図などを見直しているものでございます。

最後に、スライドの8ページになりますけれども、意見16に星印をつけております。「概要版だから要約しわかりやすく記してもらいたい。ページもP4からP1となったり、字も小さく説明もわかりづらいです」という意見

がございました。こちらにつきましては「パブリックコメント配付用としていた概要版につきましては、綴じ込みの関係から4ページ目が最初に目につくような形となっていたため、誤解を招きました。今後はこのようなことが無いよう、取り組んでまいります。また、文字のフォントや配色などを変更し、見やすさの改善を図ります」ということを受けまして、資料3、概要版の修正を終えているものでございます。

その他、資料は9ページまでございますが、本編のほう等に反映をした部分ということはございませんので、時間の都合から、こちらについては説明を割愛させていただきます。

事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

大原会長 : 説明をありがとうございました。1年ほどをかけてこの基本構想の改正ということで進めてまいりました。今年度で、パブリックコメントを受けて所定の手続が済ませられて、ようやくこの基本構想(案)という形に今なっているということです。

これまでいろいろご意見をいただいて、丁寧に修正をかけていただきましたので、ほとんど完成しているというような形になっているかと思います。そういう意味で、最終確認というのが今日の会議になります。

あと、報告ということになりますので、基本的にはこの会議では、協議というような形より、承認というような形で最後に結論を出せばいいと思っています。という位置づけで、今までいろいろなお気づきの点を指摘いただいて修正を重ねてまいりましたので、大分密度の濃いものになっていると思いますが、さて、今日改めて見ていただいて何かご意見などがありましたらお願いしたいと思います。どこでも構いませんので、いかがでしょうか。

では、私からというのは変ですけども、大体見ていて理解していたつもりでしたけれども、今日最後のページを見まして、212ページ、本当の最後の最後なんですけれども、いろいろな参考資料があった最後に、障害者差別解消法についての説明がここで入っています。何となく文章で見ると、「また」から始まっているので、その前の文章が何かあって、それに続いているというふうに思えるのですけれども、このページは突然出てきた感じがするので、文章的にはどんなふうにつながっているんですか。

事務局 : 事務局から説明させていただきます。207ページに戻ります。ここから、参考資料の3で事例集という形で、まず茅ヶ崎市の事例を207ページから記載をさせていただいております。その後、最後に212ページにつながっていくという形になりますので、「また」という記載をさせていただいております。

大原会長 : そういうことだったんですね。理解しました。体裁上なのでしょうね。最後のページだけ何か取ってつけたような感じに見えてしまったのですけれども。ほかはいかがですか。

柏崎委員 : つまらないことだと思うのだけれども、11ページを見てもらいたいです

が、11ページの上のウで「障がい者等手帳」によるということになっていますが、障害者のガイという字を、こういうふうに平仮名にしておくものですが、その下の2行のところもどうかなとちょっと思ったのですが。

事務局 : 今、柏崎委員からご指摘がございましたように、市の文章では、害の字については平仮名で表現するよという形で変わってきております。ただ、団体名称や固有名詞に関わる部分については、漢字で使われている団体がございましたら、漢字のままという形になっております。障害者手帳は害の字の漢字になりますけれども、今回、障害者手帳の中でも、ウのタイトルのところで「等」ということを入れていますので、「障がい者等の手帳」という形になりますので、特に固有名詞ということではないので、平仮名で使い分けをさせていただきます。

柏崎委員 : そういうふうに使っているのですか。分かりました。

大原会長 : いかがですか。前回、私のイメージでは、基本構想の案がどんどん書き加えて書き直していくのを全部色を変えていましたので大変カラフルだったのが、最終版で白黒を中心としたものに戻って大分落ち着いたかなと思っています。それだけいろいろな視点からのご指摘を多分に盛り込んだと思いますので、、ひょっとするとどこか齟齬を生じているところがあるのかもしれないなと思いつつ、ざっと見た限りではあまり発見できませんでしたので、かなりよくできているんだろうと思って見えています。

いかがでしょうか。何かお気づきの点はありますか。

上杉委員 : 自閉症児・者親の会の上杉です。

意見ではなくて感想でもよろしいですか。先ほどの資料のご説明にありました資料1、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定についての中の5ページ、2、基本構想(案)への反映について、ちょっと驚いてしまったのですが、パブリックコメントの実施結果の第1章の意見4です。意見4、「性的マイノリティに関する記述が本バリアフリー基本構想に盛り込まれることに反対いたします」というご意見ですが、性的嗜好、だから、LGBTQの方たちに対して、好きで選んでいるのだから、そこに入る必要があるのかみたいなご意見があったことにちょっと驚いてしまいました。

そういったことでは、やや新しい概念の差別を解消するためには、そのことがどうということかというの、この計画や話し合いの中で明確にしていく必要があるということを感じましたので、お伝えします。

大原会長 : ありがとうございます。ここの部分はほかの自治体でも扱いに苦慮している本当に過渡期で、いろいろ意識が変わっているところだと思いますので、私たちとしては、基本的にバリアがあるところを探してバリアをなくしていくということが基本だと思いますので、いろいろな誤解とか、それから、差別を助長するような意識が高まっていくことに関しては、きちんと見据えていかないといけないのではないかなと思います。

私たちの目的は、とにかくバリアをなくして、そのバリアというのは、消



えたように思ってもいろいろなところに出てくるところだと思いますので、それが心のバリアフリーというところでは最も大事にすべきところなのだろうなと思いながら、もちろんいろいろなご意見が出てくるというのは分かるのですけれども、出てくること自体がないように、しっかり心のバリアフリー化を進めていくということですね。皆さんのそういういろいろな共通認識というか、意識を平準化していくというようなことが心のバリアフリーでは大事なのではないかなと思っています。個人的な意見みたいな話になって申し訳ないですけれども、バリアフリー基本構想では真正面からそこに入るということが大事だと思います。

他はいかがでしょうか。

今の上杉委員のように感想というような形でぜひ皆さんからお話を聞かせていただきたいとは思っています。

沼田委員： 民生委員児童委員協議会の沼田ユミと申します。

改定していただいた部分はとても分かりやすくなっていて、いいなと思いました。津久井のやまゆり園での殺傷事件の件も前回すごく意見が出たのですけれども、文をこのように訂正したら、すごく軟らかい感じと申しますか、事件が事件なりでしたけれども、いいようになったなと思います。

また、資料3の概要版は、ぱっと見たときに前よりすごく色が見やすく、分かりやすくきれいだなと思ってよかったなと思いました。

高丸委員： 身体障害者福祉協会の高丸と申します。

また振り返ってしまうのですけれども、先ほどの柏崎委員から出た障害のガイの字について気になったものですから、この違いを一般の方が、どうして平仮名のがいと違うのかなと疑問に持たれる方がいらっしやると思うのですよね。ですから、ここで一言入れていただければ一般の方も分かるのではないかなと思います。保健福祉計画のほうには、たしか前に障害のガイの字についての説明が入っていたと思うのですけれども、こちらでは入っていないので、疑問を感じる方がいらっしやったのではないかと思います。

事務局： 事務局となります。高丸委員のご指摘がございましたガイの字の使い方に関する注釈につきましては、福祉計画のほうを確認させていただきまして、必要であればこちらに追記していく形を取りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大原会長： もし特にご意見がないようでしたら、その後、議題としては今後の進め方というのが残っているんですけれども、よろしいでしょうか。それでは、この基本構想そのものに関してのご意見というのはもう大分この協議会では出尽くしたと思っております。

それでは、今日いただいた基本構想（案）についてですけれども、この協議会で承認ということにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

長い間時間をかけて、事務局のほうも丁寧にいろいろ直していただいて、大変深まったものができたと思います。ありがとうございました。

### 3. 議題

#### (1) 今後の進め方について

大原会長 : それでは、議題ということで引き続き、このバリアフリー基本構想をその後どうするかという今後の進め方というのが出されております。それでは、今後の進め方についてということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 : 事務局から議題の(1)今後の進め方についてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料4をご覧くださいませようよろしくお願ひいたします。

先ほどの報告では、基本構想(案)についてご承認をいただきありがとうございます。8月中旬に公表ができる見込みと考えております。今回の改定作業によりまして、これからの10年間を進めるべきことが決まりまして、しっかりと事業を推進していけるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。議題(1)の中では2つのお話をさせていただきたいと考えてございます。委員の皆様につきましては、これらについてご承認をいただきたいと考えております。

まず1つ目につきましては、スライドの1ページ、2ページに関わることとなりますけれども、特定事業計画の作成と公表です。基本構想の公表に伴いまして、資料2の基本構想(案)の92ページから157ページに該当するところとなります。こちらは、ご覧いただくと分かると思いますが、各事業者ごとにどのようなことを進めていくかということに記載した内容となっておりますけれども、これを具体化していく作業が出てきます。

その具体的な計画につきましては特定事業計画といいますが、こちらにつきまして、特定事業の事業者が作成する必要がありますので、この後、事務局と特定事業者の調整に入っていきたいと考えております。10月には、特定事業の計画を市のホームページで公表することができればと考えてございます。

特定事業計画のイメージとなりますけれども、スライドの2のものとなります。こちらは、特定事業計画の書式(案)という形でお示しをさせていただいておりますけれども、事業者ごとに項目を立てさせていただきまして、毎年度の計画と実績、それらに関わる課題などを毎年チェックをかけていくことによって事業推進を図っていくというものとなっております。こちらにつきましては、毎年度末に事業者が実績を事務局に提出していただくものとなりますので、この結果を取りまとめて事務局のほうで年度末の協議会でご報告させていただくという流れとなります。

2つ目は、スライドの1ページに戻りますけれども、特定事業計画についての進め方になります。特定事業計画につきましては、資料2の基本構想の案の第4章の中で、これまでの取組の内容や、課題、方針を示してございま

す。その中で重点整備地区における特定事業計画につきましては、令和4年度末時点で124件、35%が完了ということで示しておりますけれども、一方で、完了事業と同じぐらい未着手事業もあるというのが現実ではございます。

事業者側の課題としましては、予算や構造上の問題、大規模改修の時期の見直しや、新型コロナウイルス感染症による影響などの理由が挙げられておりますけれども、これについては、事務局側のほうの課題としましても、しっかりとバリアフリーの必要性を伝え、事業推進につなげていくということをこれからの計画ではしっかりしていかなければ、また同じことが繰り返されてしまうということを考えております。その関係から、スライドの1に示すような形で具体的なイメージをお示しさせていただいております。

今後につきましては、事務局と特定事業の事業者との間で意見交換を年に2回程度実施していく予定でございます。また、協議会での意見についても、きちっと特定事業の事業者へフィードバックできるような形をしていきたいと考えております。今年度を例にさせていただきますけれども、10月頃を見込んでおりますが、第1回の意見交換を実施していきたいと考えてございます。特定事業の事業者が集まりまして、会議形式で意見交換を行う予定でございます。基本構想の改定を受けまして新たな計画期間となりますので、進捗管理方法について説明をし、お互いの認識の共有を図りたいと考えてございます。

また、バリアフリー施策に関連がある有識者による基調講演なども交えまして、バリアフリー施策の近年の動向であったり、他市の事例等を紹介していただきながら、本市の取組にもつなげられるような工夫を図っていききたいと考えているものでございます。

2回目の意見交換につきましては、おおむね来年の令和6年1月から2月頃を予定しておりますけれども、令和5年度の実績報告、また、6年度以降の計画の内容を確認することを目的としています。こちらについては、特定事業の事業者と実際には個別に対話をしていくような予定を考えているものでございます。年度末の協議会では、特定事業計画の実績や次年度の計画を事務局から報告をさせていただく予定でございます。

これまでの協議会では、事務局から報告だけとなっておりますけれども、今年度からにつきましては、委員の皆様からのご意見を伺い、その内容を翌年度の第1回目の事業者との意見交換の中で事務局からご説明をさせていただき、事業者のほうにその内容を伝えていきたいと考えているものでございます。要は各年度の進捗管理を断続的に行うのではなく、連続性のある進捗管理をしていく形に変えていきたいと考えているものでございます。

6年度以降につきましては、5月に特定事業者との意見交換を実施し、翌年1月から2月にかけて進捗状況の確認、3月に協議会への報告の流れで毎年度進めるような形をしていきたいと考えてございます。特定事業者との意

見交換につきましては、当面は完了事業の共有や事業実施に当たっての工夫点などを事業者間で展開することによって他の事業の推進へつなげることができればと考えてございます。

また、法改正もございまして、教育啓発特定事業につきましては、各事業者が共通に設定されているような事業などもございますので、これらの会議体が事業者間でコミュニケーションの場としても有意義に使えるような形の会議体として段階的な運営をしていきたいと考えております。

このような流れで特定事業計画の進捗管理を進めることについて、委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

以上、事務局からの説明となります。

大原会長 : ご説明をありがとうございました。それでは、この件に関していかがでしょうか。

石井委員 : 公募市民の石井と申します。

今までの議論に参加していないので分かっていないと思うのですが、実施時期のところに随時対応・定期実施という言葉が頻繁に出てきますけれども、これは基本的にどういうことを言っているのかということをやんと理解しておきたいです。どういう内容だと理解すればいいのでしょうか。

事務局 : ただいま石井委員からお話ございましたのは、資料2の特定事業の該当のページの表記の仕方となりますけれども、どこのページでも、例えば93ページ以降でございましたら記載が載っておりますけれども、随時対応というものは、その事象が発生したときに行っていく対応ということで、明確な時期が定められないものをその扱いとしております。定期実施につきましては、毎年度定まった時期にやらなければならないものを定期実施という表現の仕方です、このような表現を示しております。基本的には、毎年度必ず実施するものということが、こちらの随時対応・定期実施に当てはまる内容となっております。

石井委員 : すみません、内容を理解していないので、随時対応・定期実施の中身はそれぞれシナリオなり、マップなりが別途あるというふうに理解してよろしいですか。

事務局 : 具体的な内容につきましては、特定事業計画の中で落とし込んでいくような形になっております。実績報告もありますので、当該年度にこういうことが行われれば、それを報告していただくような形を取っていきたいと考えているものでございます。

石井委員 : 私のように途中から入ってきた者にとっては非常に分かりにくい表現で、悪く言うと全部逃げちゃっているみたいな表現に見受ける、誤解を受けかねないような気がするんですね。もうちょっと違った表現はないんでしょうかね。定期実施でしたら重点度、随時対応で要するに高く一般的には感じられますよね。定期実施されているのでしたら、定期的に何らかやっているよという中身については別途記載しているよというような理解ができているな

らば、気持ち的にはちょっと安心するんですけども。

私は過去のを理解していないので、この言葉だけの受け取り方をどういうふうに理解しているのか。私の個人的な印象ですと、大変曖昧な逃げ方をしているのではないかと捉われかねないような言葉の使い方に私はちょっと考えてしまうという、そういう意味です。

事務局 : 事務局のほうから改めて説明させていただきます。資料2の基本構想(案)の91ページに特定事業の実施時期の分類の考え方を示させていただいております。例えばハード的な取組につきましては、短期、中期、長期で分類するように今回改めてございます。ソフトの取組につきましては、毎年度定例的に実施する内容であったりとか、その場面で対応しなければならない随時対応する事業についてはソフト事業という形で、大きく分類をしてございます。こちらの分類の仕方につきましては、現計画もそうです。これまでやっていた基本構想もそうなのですが、年度末に特定事業計画をまとめるときに、事業者側、事務局側も、この分類が非常に曖昧なものも前計画ではございまして、そこを明確に分けていきたいということもありまして、このような分類を取らせていただいているような状況となっております。

例えばですけども、ハード整備のものが随時、定期的を実施するものみみたいな表現をされているものがございました。ソフト事業が随時、定期にやるものみみたいなものが入ってまして、実績の確認をするときに数値の扱いが結構曖昧になっていた部分がございます、そのあたりをしっかりと明確化したいと考えてございましたので、91ページのような記載の分類としているものでございます。

石井委員 : ありがとうございます。今のご説明で分かりました。見えやすいハードの対応については短中期をはっきり位置づけてやるという形で理解しておくようにしますね。ありがとうございました。

大原会長 : ご指摘をありがとうございます。あまり気にせず私は見てしまったんですけども、確かに繰り返し出てくると文字数が多いという印象が強くなってくるなという感じがありますね。表の中でも相当な分量で同じ言葉が繰り返されていますので。

91ページのこの表の意味でいうと、ハード整備に関しては、始まりがあって終わりがあるという、整備は完成、完了というのがあるのだけれども、ソフトに関しては常に継続的に実施しないといけない。完結的というのもあるけれども、毎年のように繰り返していくという事業なので、事業の性格上、やはり言葉遣いが変わってくるだろうなというので理解してしまっていましたけれども、確かに言葉としてはちょっとくどいかなという感じは改めて思いました。

いいか悪いかは分かりませんが、今さらですけども、例えば継続実施とか、そうすると字数が半分に減りますので、継続とか。とにかく終わりのないというような、随時でいいでしょうかね。随時だと定期的にする

という約束をしないというふうに思われてしまうので、多分マイナス印象を受けるだろう。なかなか難しいですけれども、もしいい言葉があれば、それに変えてもいいのではないかなとは思いますが。でも、今まで気にせずここまで来てしまいましたので、それほど大きなことではなかったのかもしれませんが、説明をきちんとそのようにしていただければ理解していただけるのではないかなとは思いますが。いろいろありがとうございました。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎です。

特定事業計画ですけれども、私も何年かこれに携わっているのですけれども、具体的に特定事業について委員会で議論したような記憶があまりないですよ。特定事業というのは大体が遅れぎみのような感じを受けているのですけれども、特定事業だから、どうも我々が中に入って行って、あまり突っ込んで原因だとか何かを聞くのはちょっと遠慮するところもあるんですけれども、この特定事業計画の進捗について委員が何らかの格好で参加するということはあるのでしょうか。

今までは、こうなっていますよ、はい、そうですかというような感じでしか特定事業計画は受けていないような感じがしたんですけれども、特定事業計画については、何か関与するような具体的な方法があるのかどうか。定期的な意見交換の中にも特に委員が参加するということはないですよ。そういう意味で、ここのところあまり関与していなかったような感じが私個人としてはしているものですから、意見です。

事務局 : これまでの協議会の在り方につきましてですけれども、バリアフリー法の中では、協議会につきましては、特定事業計画の管理を行うということに位置づけをされております。私どもの会議の進め方としては、これまでは報告という形で、当該年度の実績を、こういう事業が完了しました、こういう状況でまだ未着手ですということを毎年度繰り返しご報告していただけておりました、それに対するご意見ということ承ってございませんでしたので、今後はその部分についてお話をお伺いできればなというふうに思っております。その内容について事業者に展開できるようなものがございましたら、事業者のほうにもお伝えしていくという形を取っていきたくと考えております。

事業者のほうにつきましても、逆に言うと、1月から2月に報告書を市に提出するだけというふうな状況に至っていましたので、そうではなくて、いただいたものについてきちっと検討していくという対応を今後についてはしていきたいと考えております。

山口委員 : 商工会議所の山口でございます。

先ほどの基本構想についてはこれでよろしいかと思うんですが、今後の進め方の中で、実は私の仕事は設計の仕事なので特に気になるんですが、56ページに施設等のバリアフリー化の推進というのがあります。これについて読みますと、今後の新しい施設を造るについて、「バリアフリー法の責務を

理解し、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努める」と書かれております。今後の進め方の中で、そのことについては何も触れていないんですけれども、実際私は公共建築を1つやっております、バリアフリー協議会のご意見を聞くということが私どものプログラムの中に入っているんですね。この話はどういう位置づけになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局 : 事務局となります。ただいま山口委員からご指摘がございました資料2の基本構想の案の56ページに対するご質問ですけれども、51ページをご覧くださいだけです。こちらの章は第7章という形で、市が主体となって取り組む事業の中の1項目について、山口委員がご質問をされている状況となっておりますけれども、市が主体となって取り組む事業につきましても、本編の51ページの一番下の段落になります。「なお」から始まる場所ですけれども、市が主体となって取り組む事業につきましては、特定事業と同様に取組の進捗管理を行っていきたくて考えてございます。

市が主体となって取り組む事業につきましては、その段落の一つ上の段落になりますけれども、重点整備地区の枠組みを超えまして、市全域を対象として、市が主体となって取り組む事業については全課共通で実施する事業と各課個別事業がございますので、個別の事業という形で分けて実施をしていきたいと考えてございます。

基本構想の53ページから58ページまで記載させていただいた内容は、全課共通で、どの課に行ったとしても一旦確認をしていくと、毎年度確認をしていって該当する項目については実施をしてもらい、実施していく。また、課によっては個別の事業がございますので、そちらについては各課個別事業という形で実績報告を上げてもらうような形で取り組んでいきたいと考えてございます。

もう一つのご質問でございました、現在山口委員のほうで公共建築物の設計を進められていて、当事者意見、バリアフリー協議会のほうの意見を伺うというところのお話でございました。こちらにつきましては、建築物を実施する主管課のほうで施設設計を進めていく中で、きちっと当事者等の参加を含めた形で、意見を踏まえた設計を進めるようにということで現在お願いをしているところとなっておりますので、その中で設計であったり、計画を進めていただくという流れになるものと考えております。

山口委員 : ということは、このバリアフリー協議会に直接計画案がかかるということではないということですね。

事務局 : 現状ですと、そういうふうな協議会の立てつけとなってございませんので、例えば景観審議会のような形で、その内容を諮問していくという形の協議会の関わりとは今はなっていませんので、協議会にかけるということとはございません。ただ、設計を進めていく中で、そのプロセスですね、当事者参加というところはきちっと進めていただきたいのがこちらの意見、要望とな

っております。

山口委員 : 分かりました。ありがとうございます。

大原会長 : ありがとうございます。なかなか難しいところですね。今回こういう形で当事者参加を促すということがきちっと記載されたということはあるんですが、具体的にそれをどこで担保するかというところまで、なかなかまだ仕組みにはなっていないということだと思います。なので市としては、今後、仕組みづくりも含めて、例えば市の直接関与する建築物に関しては、当事者参画を原則として進めていくというのを、自分たちの仕事の中でやっていくしかないかと思います。

つまり、それは事業として書かれていないですよ。変な質問ですけども。つまり、方針というか、そういう姿勢でやっていくという宣言はこの構想で出たわけですけども、具体的にその他の例えば先ほど言われたような協議会でも何かをやっていくという手続上の何らかの仕組みができたわけでは今の段階ではない。考えていくということで多分やられると思いますけれども、今の段階ではそんな理解でよろしいですかね。

事務局 : 今の段階では仕組みというのはできてないんですけども、今後、仕組みづくりというのはしていかなければいけないというのは今考えております。これから、それに関しましては検討していきたいと考えております。

内藤部長 : 茅ヶ崎市福祉部長の内藤でございます。

資料4の今後の進め方について、1ページ目で念のための確認を1点だけお願いいたします。令和5年度、6年度、7年度と順に意見交換を行って、協議会に報告をしていくということになってはいますが、令和5年度の記述の3月のところなんですけれども、協議会の報告がある。そこで何が行われるかといったときに、前年度の進捗状況と次年度計画の報告とあるんですが、前年度は、この場合でいうと4年度の報告ということですか。恐らく3月ということなので、5年度中の報告をここでしょうとしているのであれば、この表記は前年度ではなくて今年度ということではないかと思うんですが、この協議会で報告することの進捗状況の年度の考え方についてお伺いしたいと思います。

事務局 : 事務局からの説明となります。大変失礼いたしました。ご指摘のとおり前年度ではなく、当該年度の進捗状況、5年度の進捗報告をさせていただきます。あわせて6年度の計画につきましても報告させていただくものとなっております。失礼いたしました。

大原会長 : いかがでしょうか。私のほうから、もちろん進捗状況をこういう形で、これは協議会を開くということでもいいでしょうかね。具体的には、メンバーとしては、この協議会がまだ引き継がれていくというような、そういう形で考えられるということですか。

事務局 : 新しい計画期間につきましても、これまで同様、協議会で特定事業の報告をさせていただきたいと考えてございます。あわせて、部会につきましては、



心のバリアフリーの推進を目的としてやっておりますので、引き続き部会も続けていく形を取っていく考えでございます。

大原会長 : ほかの自治体でも、なかなかここまできちんとやっているところはそんなにないので、大変いいことだと思います。

それで、私もほかで若干経験がある中で、こういう形で進捗状況を、特に事業者さんからいろいろ報告をしてもらうというのは、例えば交通事業者の方とかにご意見を伺いたいなと思っているのは、一方で負担にもなるけれども、もちろんやってきたことを報告すればいいということで、負担ではないのかなと思うのと、それから、私はほかの交通がもう少し入り組んだ、複数の鉄道事業者さんが入り込んでいるような自治体でやると、それぞれがそれぞれの会社の自慢合戦になって、非常にいい効果を出せるというのがあるんですね。

ただ、茅ヶ崎の場合はそれほど数が多くないので、その刺激というのはあまりないのかもしれないけれども、それでももちろん意見、実際に報告していただいて、それで、このメンバーでいろいろな視点からやはり意見を言い、最初の計画ではこうだったけれども、さらにこんなことが必要なのではないかというようなことが付け加わるというのは非常に発展性がある、大変いい結果に結びつくはずだというふうに私は思います。

ただ、事業者の方からすると、どうなんだろうかね、負担感というか、その辺に関してはいかがでしょうか。こういうことをやることに関しての何らかの期待というようなことがもしおありでしたら、ぜひご意見をいただければと思うんですけども。

村上委員 : 神奈川中央交通、村上と申します。よろしくお願ひいたします。

私も今日初めての茅ヶ崎市のほうへ参加ということになるんですが、もしかしたら今みたいなお話が出てくるのではないかとということで、一応バスのほうの、ノンステップバスがバリアフリーという部分では非常に効果があるのかなと考えています。実際に18ページを見ていただきますと、当社の令和4年度におけるノンステップバスの導入率が59.3%ということで、同業の江ノ電さんと比べると約5%ぐらい低いということになって、残念な結果になっています。ところが、会社全体で見ますと、神奈川中央交通のノンステップバスの導入率というのは65.4%で、江ノ電さんを0.5%上回っているという状況になっております。

先ほど先生がおっしゃったように、事業者の自慢話がここで出てしまったんですが、ノンステップバスというと、もう十数年前から事業者としては導入をし始めております。一番初めは、本当に車椅子の方を何で乗せるんだというところから始まって、それがどんどんどんどんいろいろなご意見をいただいている中で、よし、乗せていこうという気持ちによりやく会社が、もう10年ぐらい前になりまして、どんどんどんどん普及を進めていこうという形に今はなっております。

その中で、車を入れるだけではなくて、車椅子を取り扱う乗務員の教育についてもかなり一生懸命やらせていただいています、最近はその辺の対応ができない運転手というのはもうほぼいなくなりました。本当に数年前は、年中お叱りを受けているような状態でしたけれども、その辺は車の普及と併せて、自画自賛にはなってしまうかもしれませんが、大分できるようにはなっていると考えております。

あと、この辺の普及率をさらに上げていくには、やはり今ご指摘があったように自治体さんのご支援、これは完全に言うとお金の話ですけれども、補助金という形でいただきますと、やはり車を新しく変えていこうという事業者としては原動力になりますので、その辺は構想の策定も含めて、早くそういうところをどんどんどんご支援していただけると本当にありがたいなと感じております。

この辺は自治体名を出すと非常に嫌な話にはなるんですけども、東京都さんが非常にその辺は熱心でありまして、実は東京都には、うちの会社で2つ営業所があるんですけども、もうノンステップバスの普及率は80%を超えております。自治体さんのご協力、予算づけというのが、実は非常にバスの購入の原動力というか、よし、お金を出してくれるなら買おうというのが我々事業者のスタンスであると思っております。

大原会長 : ありがとうございます。今まで特定事業で事業者と直接やり取りをしているところでは、なかなか首を縦に振ってくれなかった部分が、大勢で、やっぱりそこに問題があるんだということをみんなが共感し、共通認識を持つことによって物事が動いていくということがきつとあると思うんですね。そういう意味では、ぜひいい方向に向かうためにこの協議会を生かしていただければいいのではないかなと思います。

村上委員 : 東京都さんのお話をしたんですけども、現実には年に2台とかその程度です。本当にここ数年の積み重ねです。

大原会長 : ありがとうございます。  
それでは、いかがでしょうか。今後の進め方ということにつきまして。

上杉委員 : 自閉症児・者親の会の上杉です。  
いろんなお話が出て大変興味深くお聞きしましたが、自分的には別のことを思っておりまして、障害者の保健福祉計画で何回か提案して、まだ実現はしていないんですけども、このバリアフリーに関して一番恩恵を被る方々、高齢者、障害者、妊婦さんやけがをした人とかがいるんですけども、そういう方にこの計画があることのよさを実感してもらいたいと思ひまして、今、この概要版を拝見すると、すばらしくよくできているなと思うんですけども、でもやっぱりおじいちゃんやおばあちゃんには分からないし、知的障害のある人にも分からないなと思うんです。

例えば、この基本構想の中の3ページのバリアフリー化の推進のところの下の重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進とちょっと具体的ななも

のがいっぱい載っていますよね。北茅ヶ崎駅とか市立病院とか。そういった方々がイメージできる具体的なバリアフリー化を、もう少しこれよりも簡単な文章で、このように見開きでつくったような計画の説明の概要版ができないかなとちょっと思いました。

本当に市の方がつくるとすごい立派な文章で、逆に難しくなってしまうんですけども、例えば今言った3ページの真ん中の重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進の下にある真ん中辺、市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進、こういった文章ではなくて、市立病院からバス停に行き来するときに、車椅子の人もガタガタしないで通れる道を作る。そういうような文章で、こういうことを目指しているんならば、この計画はだったらいいねと思うような、簡単なこういった概要版はつくれないでしょうか。そのことで対象になる方にこの計画を後押ししてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 : 事務局から回答させていただきます。今、バリアフリー基本構想改定業務を進めておる中で、委託事業者ともいろいろと会話をしているところでございます。予算等の関係もございまして、今ここでどういったものができるかということはお答えができませんが、ただ、様々な方、先ほど挙げていただいた障害児者の方、高齢者の方、また、お子さんであったりとか、様々な方に分かりやすい情報発信ができるように事務局としても取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

大原会長 : ありがとうございます。私からも、そこは今後すごく重要なところだと思いますので、バリアフリー基本構想から、行政文章を分かりやすく伝えていくということをここからスタートしてもらいたいなと思いますので、ぜひ試みていただければと思います。

よく「分かりやすい版」というのをつくったりします。一番簡単なのは漢字にルビを振るとかですけれども、あれは非常に読みにくくて、漢字にルビを振っただけでは、先ほど言われたように意味が分かりやすくなるわけではなくて、むしろかえって煩雑になってくるというのもありますので、ぜひ、内実ともというか、実際に分かりやすいというようなものでこれを説明するという努力をしてもらえると、本当に一歩進んだ基本構想になるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

この進捗管理に関しては、私が思うには、もちろんどここまで進んだかということと、それから、どんな工夫があつて、どうして進みが遅いのかみたいなことをみんなでその問題点を共有するという意味では必要だし、やっていくことでもあるんですけども、一方で、世の中が変わっていくということに対して、やっぱりバリアフリーで整備すべきことも変わってくるところも出てくると思いますし、それから、建築物も始終建て替わっていますので、今までなかったものが出現するだとか、それによって経路が変わったりだと

かということも往々にしてあるし、それから、細かいことで言うと、例えば樹木が成長して、根のところが地面が上がったりしてとかというようなことで、時間的変化というのは常にあるわけですね。

それをきちんと、1回基本構想をつくったから、10年間それを維持して完成に結びつけていくというのではなくて、常に要求も変わっていくということをチェックできる、そういう経時的なこういう会議形式というのが重要だと思いますので、そういう場にもなっていくといいのかなと思います。ですから、今回は改定ということですが、さらに、これが常に毎年少しずつ改定できていくというような形のその基盤になるような継続的な協議会ということで続いていくと非常にいいのではないかな。小さなスパイラルアップというか、常にいろいろ変わっていくスパイラルアップになるのではないかと思いますので、進め方に関しては、ぜひいろいろ試みながらやっていただければいいのかなと思います。

では、特にその他のご意見がないようでしたら、こんな形で基本構想がほぼ完成に近いものということで出されましたけれども、内容的には、これから事業もいろいろと振り返っていくということですので、かつ、この協議会としては、ずっと経年的にチェックをしていくということですので、そういう意味で新しい始まりという感じがあります。ということで、皆さんにも引き続きいろいろとお願いしたいと思います。

それではよろしいでしょうか。事務局のほうに司会をお返ししたいと思います。

事務局 : 委員の皆様におかれましては、基本構想の改定について長い時間をかけて議論していただきましてありがとうございます。順調に進めることができ、8月の公表を予定しております。事務局としましても今後は関係者との調整を進め、事業の推進が図れるよう努めてまいりますので、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次回の会議開催の案内は、事務局から改めてご案内させていただきたいと思います。委員の皆様には、長時間にわたりご協力いただきありがとうございました。

事務局 : ありがとうございました。これにて会議のほうは終了となります。